

資料14

特別職並びに議員の年間報酬総額及び減額措置の状況について（推計）

①年間報酬総額、給与総額（平成29年度）

（単位 円）

	多摩市からの報酬等					
	給料・報酬月額	給料支給総額	手当支給総額	月例給合計	期末・勤勉手当	年間収入合計
市長	950,600	11,407,200	---	11,407,200	4,791,024	16,198,224
副市長	830,800	9,969,600	---	9,969,600	4,187,232	14,156,832
政策監(平成28年4月設置)	608,100	7,297,200	---	7,297,200	3,064,824	10,362,024
政策監(平成29年4月設置)	691,900	8,302,800	---	8,302,800	3,487,176	11,789,976
教育長	789,300	9,471,600	---	9,471,600	3,978,072	13,449,672
下水道事業管理者	706,000	8,472,000	---	8,472,000	3,558,240	12,030,240
議長	579,600	6,955,200	---	6,955,200	2,851,632	9,806,832
副議長	529,100	6,349,200	---	6,349,200	2,603,172	8,952,372
議運・委員会委員長	499,400	5,992,800	---	5,992,800	2,457,048	8,449,848
議員	494,500	5,934,000	---	5,934,000	2,432,940	8,366,940

②特別職及び議員の給与削減措置の状況について

※平成14年4月からの減額措置状況

区分	給料	手当
市長・副市長	平成15年10月～平成18年3月まで給料月額10%削減 平成18年7月～平成19年3月まで給料月額10%削減 平成19年4月～平成22年3月まで給料月額10%削減 平成24年1月～平成24年3月まで給与月額10%削減 平成24年4月～平成26年4月まで給料月額20%（副市長12%）削減	平成14年6月、平成15年6月期の期末手当20/100の削減 平成15年12月、平成16年6・12月期、平成17年6・12月期の期末手当0.1ヶ月分の削減 平成18年12月期の期末手当0.1ヶ月分の削減 平成19年6・12月期、平成20年6・12月期の期末手当10/100の削減 平成21年6月期の期末手当0.2ヶ月凍結 ⇒ 削減 平成22年3月期の期末手当0.15ヶ月凍結 ⇒ 削減 平成22年12月期の期末手当0.2ヶ月分の削減
教育長	平成15年10月～平成18年3月まで給料月額10%削減 平成18年7月～平成19年3月まで給料月額10%削減 平成19年4月～平成20年9月まで給料月額10%削減 平成24年1月～平成24年3月まで給与月額5%削減 平成24年4月～平成26年4月まで給料月額8%削減	平成14年6月、平成15年6月期の期末手当20/100の削減 平成15年12月、平成16年6・12月期、平成17年6・12月期の期末手当0.1ヶ月分の削減 平成18年12月期の期末手当0.1ヶ月分の削減 平成19年6・12月期、平成20年6・12月期の期末手当10/100の削減 平成21年6月期の期末手当0.2ヶ月凍結 ⇒ 削減 平成22年3月期の期末手当0.15ヶ月凍結 ⇒ 削減 平成22年12月期の期末手当0.2ヶ月分の削減
議員	平成24年4月～平成25年3月まで給料月額5%削減 平成25年4月～平成26年3月まで給料月額5%削減 平成26年4月～平成27年3月まで給料月額5%削減	平成15年3月期の期末手当の不支給 平成16年3月期の期末手当の不支給 平成17年3月期の期末手当の不支給 平成21年6月期の期末手当0.2ヶ月凍結 ⇒ 削減 平成22年3月期の期末手当0.15ヶ月凍結 ⇒ 削減 平成22年12月期の期末手当0.2ヶ月分の削減

一般職と常勤特別職給与比較

1 給与支給対象一覧

区分	一般職	議員	市長	副市長	政策監(平成28年4月設置)	政策監(平成29年4月設置)	教育長	下水道事業管理者
給料	○	○(報酬)	○	○	○	○	○	○
期末・勤勉手当	○	○(期末)	○(期末)	○(期末)	○(期末)	○(期末)	○(期末)	○(期末)
扶養手当	○	×	×	×	×	×	×	×
住居手当	○	×	×	×	×	×	×	×
時間外手当	○	×	×	×	×	×	×	×
地域手当	○	×	×	×	×	×	×	×
管理職手当	○	×	×	×	×	×	×	×
通勤手当	○	×	×	×	×	×	×	×
旅費	○	○	○	○	○	○	○	○

※扶養手当・・・部長職については支給対象外

※住居手当・・・35歳未満の職員で、月額15,000円以上の賃貸借契約している者のみ支給。

2 職員給与等の推移

年度	給料月額	諸手当	合計 (平均月額)	前年度対比 (平均月額)	ラスパイレ ス指数	勧告率		平均年齢
						東京都	国	
25	346,525	111,093	457,618	△3,529	101.0	△0.20%	改定見送り	44.7
26	340,600	110,707	451,307	△6,311	100.5	0.13%	0.27%	44.4
27	338,200	120,464	458,664	7,357	100.8	0.12%	0.36%	44.3
28	328,600	117,240	445,840	△12,824	100.7	改定見送り	0.17%	44.2
29	321,000	115,348	436,348	△9,492	100.6	改定見送り	0.17%	43.4

※総務省が公表する。給与実態調査に基づく、各年度4月時点における支給額。

3 期末・勤勉手当支給月数推移

年度	一般職			議員	市長	副市長	教育長
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	期末手当	期末手当	期末手当
25	① 2.60	1.35	3.95	3.85	3.85	3.85	3.85
	② 2.20	1.75	3.95				
	③ 2.00	1.95	3.95				
26	① 2.60	1.60	4.20	3.85	3.85	3.85	3.85
	② 2.20	2.00	4.20				
	③ 2.00	2.20	4.20				
27	① 2.60	1.70	4.30	4.10	4.10	4.10	4.10
	② 2.20	2.10	4.30				
	③ 2.00	2.30	4.30				
28	① 2.60	1.80	4.40	4.10	4.10	4.10	4.10
	② 2.20	2.20	4.40				
	③ 2.00	2.40	4.40				
29	① 2.60	1.90	4.50	4.10	4.20	4.20	4.20
	② 2.20	2.30	4.50				
	③ 2.00	2.50	4.50				

※上記①・・・係長職以下に適用。②課長・統括課長職に適用。③部長職に適用

職員支給手当一覧

平成30年4月1日現在

手当名称	支給要件等	支給対象	
		一般職	特別職
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養をうけているものがある場合に支給する手当 課長級配偶者・父母等3,000円、係長以下配偶者・父母等6,000円、子9,000円、特定期加算(15歳から22歳までが対象)4,000円、部長級は対象外	○	×
地域手当*	民間賃金や物価等の地域間格差を適切に反映するための調整額。給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の16(国基準)を乗じて得た額を支給する手当	○	×
住居手当	下記全てに該当する場合、月額15,000円 ①世帯主②年齢34歳以下③賃貸家賃15,000円以上④管理職でないこと	○	×
管理職手当	管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づき支給する手当(H23.4.1から定額化) ①部長 115,000円 ②統括課長 106,500円 ③課長 80,000円	○	×
通勤手当	通勤のために支給する手当	○	×
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない勤務に従事する職員に支給する手当 ①感染症防疫手当 日額1,000円 ②行旅病人等取扱手当 1件 1,000円または5,000円 ③指導手当 日額150円	○	×
時間外勤務手当*	週休日の勤務及び正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給する手当	○	×
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給する手当。 勤務1回につき 1万2,000円	○	×
管理職員特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給する手当 ①部長 12,000円 ②統括課長 11,000円 ③課長 10,000円 ただし、勤務時間が6時間を超えた場合は、上記の額に100分の150を乗じて得た額	○	×
夜間勤務手当*	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する手当	○	×
休日勤務手当*	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき100分の135を乗じて得た額を支給する手当	○	×
期末手当*	期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給する手当 平成29年度支給2.6ヶ月(特別職は4.2ヶ月(議員4.1ヶ月)、5級(課長・統括課長)2.2ヶ月、6級(部長)2.0ヶ月)	○	○
勤勉手当*	勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して支給する手当 平成29年度支給1.9ヶ月(5級(課長・統括課長)2.3ヶ月、6級(部長)2.5ヶ月)	○	×
退職手当*	職員退職時に、勤続年数、退職事由、役職等により支給額を決定し、支給する手当 最高支給月数43.00月	○	○

※表中「手当名称」欄の*については、給料月額の影響を受ける手当である。

資料17

職員平均年齢推移(給与実態調査集計)

市名	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
八王子市	43.7	43.6	42.6	42.4	42.4
立川市	42.5	42.8	42.6	42.3	42.8
武蔵野市	41.0	40.8	41.3	41.4	41.4
三鷹市	43.2	43.0	42.4	41.8	42.0
青梅市	43.2	43.3	43.3	43.3	43.1
府中市	38.8	38.3	38.5	38.3	38.2
昭島市	44.1	43.8	43.6	43.5	43.4
調布市	39.5	39.9	39.8	40.3	40.5
町田市	40.8	40.3	40.2	40.4	40.8
小金井市	38.4	38.8	39.1	39.3	39.7
小平市	40.1	39.9	39.9	39.4	39.4
日野市	43.7	43.5	43.5	43.0	43.3
東村山市	41.6	41.6	40.7	40.5	40.3
国分寺市	42.2	42.4	42.0	41.9	41.9
国立市	40.7	40.2	40.7	41.0	40.8
福生市	42.1	41.0	40.0	39.4	38.6
狛江市	39.0	39.3	39.0	39.4	39.7
東大和市	40.9	40.8	40.8	40.5	40.5
清瀬市	42.3	42.1	41.8	40.9	40.0
東久留米市	41.3	41.0	40.6	39.9	40.4
武蔵村山市	43.5	43.1	42.8	42.5	42.3
稲城市	39.6	40.2	40.3	39.8	40.0
羽村市	43.4	43.3	42.8	41.8	42.1
あきる野市	44.8	44.6	43.2	41.8	41.3
西東京市	42.9	43.3	42.6	41.6	41.5
多摩市	44.7	44.4	44.3	43.8	42.8
26市中順位	2	2	1	1	4
26市平均	41.8	41.7	41.5	41.2	41.1

資料18

一般職給料のラスパイレス指数推移(給与実態調査集計)

単位：％

年度 市名	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
八王子市	104.2	103.9	100.2	99.7	108.3	107.8	96.7	97.8	98.4	98.7
立川市	103.3	103.4	103.1	100.7	108.5	109.1	100.0	99.5	99.4	99.2
武蔵野市	104.6	104.3	102.9	102.1	110.8	111.8	103.6	104.0	103.6	103.2
三鷹市	103.6	103.2	102.6	100.9	108.7	109.1	100.3	99.2	99.8	99.6
青梅市	100.8	101.4	101.3	101.4	109.8	109.3	102.8	100.4	100.6	100.2
府中市	104.1	105.4	102.2	101.6	109.0	108.9	101.2	98.3	100.1	99.8
昭島市	103.1	103.0	103.2	101.3	107.9	107.4	99.2	99.8	99.8	99.7
調布市	103.4	104.7	102.2	102.7	110.8	110.8	102.2	100.7	101.3	100.9
町田市	102.9	103.3	103.0	102.0	110.4	111.3	102.6	101.0	100.9	101.0
小金井市	104.2	104.0	103.1	103.4	110.6	111.1	102.7	101.0	101.6	101.3
小平市	100.7	102.1	103.0	100.9	106.5	107.8	100.2	99.2	100.4	100.0
日野市	101.3	101.4	100.2	99.2	107.2	107.8	99.1	99.0	98.5	99.0
東村山市	98.5	101.0	101.1	100.1	108.6	108.8	100.6	100.1	101.0	101.0
国分寺市	101.9	102.1	101.5	100.6	109.2	110.4	101.8	101.5	101.0	101.9
国立市	104.1	103.1	103.2	100.9	110.4	108.3	101.0	101.1	100.7	101.5
福生市	102.2	101.6	102.6	101.2	109.6	111.3	103.3	103.7	102.4	102.1
狛江市	103.9	102.8	103.0	101.2	109.4	110.4	99.5	101.4	101.8	102.4
東大和市	101.7	100.5	100.3	100.1	108.8	109.6	101.6	99.5	99.7	100.4
清瀬市	100.5	101.0	99.9	98.7	107.4	108.6	100.8	99.8	100.3	100.7
東久留米市	103.5	101.3	99.5	99.1	107.6	109.2	98.8	98.4	99.5	101.7
武蔵村山市	100.7	99.6	100.0	97.9	106.7	107.9	99.2	99.1	99.4	100.0
稲城市	101.5	102.7	102.7	102.1	110.3	111.2	101.5	101.3	102.4	102.0
羽村市	102.1	101.8	102.0	101.0	109.4	110.4	100.9	99.6	101.1	101.8
あきる野市	99.5	99.1	98.7	96.9	105.6	106.5	98.5	98.7	99.1	99.4
西東京市	100.4	100.8	98.8	98.2	106.1	107.2	99.5	98.5	99.7	99.4
多摩市	102.3	102.7	101.8	101.0	109.4	109.4	100.5	100.8	100.7	100.6
26市中順位	13	12	15	11	9	11	15	9	11	14
26市平均	102.3	102.3	101.6	100.6	108.7	109.3	100.6	100.0	100.6	100.0